

平成12年 自己破産調査報告

# 激増続ける県下の多重債務者

=自己破産と特定調停=

沖縄県司法書士会

# もくじ

I、発刊にあたり	1
2、12年調査報告	7
3、調査結果表	17
4、参考資料	
1) 特定調停の結果報告	26
2) 大手貸金業者の県内展開など	30
3) 法律、ガイドラインの規定	36
4) 新聞報道から	40

## 発刊にあたり

平成12年11月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会が、県下の自己破産者の実態を調査し、県民各位に警鐘を発してから6年余が経過しました。当会は、全国に輪をかけた沖縄県下の多重債務者の激増に対応するため、会員研修を強化して法的対処を広げる努力をしてきました。さらには、司法書士県民法律相談センターを拡充したり、市町村の相談窓口に会員を相談員として派遣して市民の相談に応える態勢を取ってきました。高校卒業者等を対象にした講演会も精力的に取り組んできました。毎年のように、県下各地で講演と市民相談会も実施してきました。

## 関連する法改正、新法施行

全国でも、多重債務者の激増が大きな問題となり、去年5月には日本司法書士会連合会、日本弁護士会連合会の各総会において「出資法制限金利の引下げ」が決議され、国民生活センターでも高金利是正のための法改正を求める報告書が発表されました。さらに、日栄による違法取立てに端を発した高利商工ローン問題、日賦賃金業者の違法取立てが国会でも問題となり、次のような法改正、新法の施行が急ピッチで進みました。

### ① 出資法の処罰金利が引き下げられました。

従来、40、004%であった処罰金利が、2000年6月1日以降の貸付契約については、年利29、2%に引き下げられました。

### ② 利息制限法の損害金金利が引き下げられました。

従来、利息の利率の2倍となっていた法定損害金金利が、利息の利率の「1、46倍」に引き下げられました。この規定も6月1日から

の契約について適用されます。（詳細は後掲資料参照）

- ③ 貸金業規制法が一部改正されました。
- イ、保証人への書面交付義務が明示されました。保証人に対し、「事前に保証内容を説明した書面」「貸付実行の都度、貸付契約の内容を記した書面」を交付する義務が業者に課されました。
- ロ、違法取立てへの処罰規定が、「6ヵ月以下の懲役もしくは百万円以下の罰金」から「1年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金」に強化されました。（2000年1月から適用）

- ④ 日賦賃金業者への制限金利が引き下げられます。
- 現行の「年利109、5%」から「年利54、75%」に半減されます。同時に、現行の訪問集金の割合が、「100分の70」から「100分の50」に減らされました。来年1月1日から適用されます。

- ⑤ 民事再生法が施行され、特定調停法が施行されました。特に、特定調停法は、激増する債務弁済協定調停事件についての特則を定めるものであり、県内でも施行された2月17日から積極的な活用が試みられています。

こうした一連の法改正や新法の施行について、様々な問題を指摘する声もありますが、基本的には多重債務者問題の解決をはかるうえで歓迎されるものです。沖縄県司法書士会の、数年来の諸事業もこうした法改正等に貢献できたものと確信するものです。

## 激増続く沖縄の多重債務者

去年、当会は「全国一の多重債務者多発県に」と題する報告書パンフレットを発表し、最高裁判所発表の司法統計をもとに沖縄の多重債務者の激増傾向を指摘しました。その主な数値は次のとおりです。

- ① 平成10年の自己破産者（会社関係を除く）は、沖縄は1458件

で人口1万人比11名で全国9位です。

- ② 同年の貸金業関係調停事件は、沖縄では12070件で、人口1万人比93件で全国1位です。実数で東京都や大阪府を上回っています。
- ③ 同年の支払督促事件は、沖縄では10318件で人口1万入比97件で全国3位です。
- ④ 以上3つの裁判上の指標を基に推計すると、沖縄では1年間に合計10348名の県民が借金問題に関する裁判所に駆け込み（呼び出された）ことになり、人口1万人比80名で全国第1位です。

平成11年の司法統計では、こうした都道府県別事件数の発表が削除されました。正確な事件数は発表されていませんが、当会会員の取り扱った自己破産や債務弁済調停事件をもとに推計すると次のとおりです。

平成11年の自己破産件数は 1730件（前年比119%）

同年の貸金業関係調停事件は約14226件（前年比118%）

そして、本年も自己破産件数は伸び率は鈍化したとはいえ増加を続け、特定調停事件（以前の債務弁済協定調停事件）はむしろ激増していると思われます。一連の法改正などの方で、マスコミでの消費者金融業者の広告が全面的に解禁されたと思われるような広告が激増しています。沖縄の多重債務者問題は、ますます深刻になることが予想されます。

## 本年の調査と特徴

当会は、平成6年から沖縄の新規破産申立者の実態調査を続けてきました。激増を続ける多重債務者問題への県民各層の理解を広げるためにも、多重債務状況に陥った方々の実態を知って頂くことが重要です。

しかし、この調査は、申立書を受理した裁判所が行う牠はなかなか困難です。裁判所の調査でも、債務者から時間をかけて聴取できる訳ではありません。ですから、債務者と面談し破産宣告申立書を起案した当会会員か

からの調査結果は、かなりの正確性をもつていると確信します。

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の破産申立件数約800件で、調査に回答した件数が348件ですので、総件数の40数%の調査結果です。去年に続く調査件数ですが、残念ながら石垣、平良両地裁支部での調査が不充分で必ずしも全県の傾向を正しくは反映していません。しかし、初期の目的である「破産に陥った債務者の状態」を明らかにするうえでは、かなりの正確性を持つものと確信いたします。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（7ページ～）に譲りますが、いくつかの特徴について指摘しておきます。

#### 1、返済資力の乏しい者への貸付けが横行していることが明らかです。

毎年、破産に至る半年前の職業の調査をおこなっていますが、本年の調査で「無職・主婦」「パート・アルバイト」と収入の安定しない階層の方々が合計46%と過去最多になっています。これまでの最高数値は去年の26%でした。借金の目的に「生活費の補填」をあげた方が去年同様に92%であり、長引く不況で県民の経済生活が著しく困難になっていること、その経済的困難に「乗じて」返済資力を無視するかのような貸付けが横行していると指摘せざるをえません。

#### 2、自営業者の方々の破産が増加しています。

去年の調査では、貸し渋り対策特別保証制度の導入もあり、自営業者の破産手続きが減少しました。しかし、本年調査では過去最高件数になっています。また、特定調停事件を活用する自営業者が増加していることをあわせ考えると、自営業者の方々の営業が大変な困難に直面していることがうかがわれます。全国一の日賦賃金業者の営業、県下の中小商工ローンの問題も指摘せざるをえません。

### 3、平均負債額が増加傾向をみせています。

本年の調査で、破産時の平均負債額がはじめて1000万円台になりました。自営業者（事業者）の方々などの高額の破産手続きが増えていく反映ですが、次の点も見逃せません。

① 住宅ローン関係債務を持つ破産手続者が過去最高件数の34件で、全体の10%を占めています。当会の心配していた事態です。

② サラ金業者からの平均借入額が増加しています。返済資力の乏しい者への貸付増加とともに、貸付金額の増加は、業者の過剰融資の傾向が強まっていることを示しています。

### 4、最初の借金の時期から、破産に至るまでの期間が伸びています。

最初の借金から5年以内に破産手続きを求める方が16%と激減しています（これまで約30%）。比較的短期の借入の方が特定調停を利用するケースが増えていると考えられます。また、貸金業者が異常に多く、そうした業者が無差別的な過剰融資競争をくり広げていることが、破産手続きまでの期間を長引かせている面も軽視できません。

### 5、若年者への対策は特別に重要です。

本年の調査で、20歳代での破産手続者は減少しました。しかし、逆に30歳代では増えています。最初の借入れから破産までの期間が長いことをみても、最初の借金の時期が20歳代であることが明らかです。テレビ等での広告でも、若年者を対象にした広告が目につくだけに、こうした広告規制とともに、若年者への消費者教育を強化することが求められます。

## 県司法書士会の事業として

県下の多重債務者の激増は、行政機関やマスコミ、教育分野、法律実務家等々、県民各層が自らできる多重債務防止策を強力におし進めることを求めています。さらに、幅広い県民のネットワークを組んで共同の努力を尽くす

ことが求められています。当会が、平成6年から県下の自己破産者の実態を調査し報告してきたのもこうした趣旨からです。

沖縄県司法書士会は、街の法律実務家の職能団体として、県下の多重債務問題の解決をめざし、本年度は次の事業を実施しています。詳細は司法書士会事務局（867-3526）にお問い合わせ下さい。

### 1、会員の「破産、調停、訴訟」等の実務の拡大と充実に務めます。

破産手続きや調停手続き、支払督促などへの対応も含め、会員の法的救済業務の拡大が法律実務家職能としての職責です。特に、本年から始まった「特定調停」の取り組みを重視し、調停が債務者の生活再建に役立つよう支援します。円滑な調停の実現のために、「債務不存在確認請求訴訟」や「不当利得返還請求訴訟」についての会員研修を強化し、会員の実務取扱いを拡大します。

### 2、司法書士県民法律相談センターの充実、市町村への相談員派遣をひき続き推進します。

建築中の新会館を活用して市民相談活動、市民啓発活動を画期的に強化します。又、市町村からの相談員派遣の要請に積極的に応えます。

### 3、全県下で多重債務解決をめざす「講演と相談会」を実施します。

11月26日（日）午後2時～5時

那覇市＝八汐荘 中部＝農民研修センター 北部＝名護公民館  
平良市＝平良市立図書館 石垣市＝平得公民館

※ 那覇市は講演と相談会。その他は相談会のみです。

### 4、高校卒業予定者（専門学校、大学含む）を対象とした講演会、講話会の実施を呼びかけています。

高校卒業生を対象にした啓発リーフレットを準備しています。会員講師の派遣は無料です。地域や職場等からの講師要請も歓迎です。

## 調査報告

### 平成12年 沖縄の自己破産

=平成12年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成12年11月

沖縄県司法書士会

#### 調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計348件）を対象にした調査結果である。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者約800件の約40%強にあたる。
- ③ 調査に協力した会員は、本島中南部が主で、本島北部、離島についての調査は不充分となっている。
- ④ 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めた。

#### 報告方法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載した。
- ② コメントでは、平成6年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにした。

## 調査結果の特徴

### 1、年齢別（第1表、第3表）

① 引続き、破産申立者は全ての世代に渡っており、30～50代の社会の中堅層が全体の74%にも達している。

※ 企業の倒産や失業等の増加の反映と考えられる。

離職経験を持つ者が98名、うち倒産、解雇が58名（第15表）

自営業者の51名中40名が営業を閉じている（第6表）

② 若年層での増加傾向を指摘してきたが、20代の破産者は激減した。

※ 20歳代では、特定調停手続きを選択するケースが増えた反映と考えられる。さらに、最初の借入れから破産までの期間が長いことを考えると、30歳代での破産割合が高いことが注目され、最初の借入時が20歳代であることを伺わせる。若年者をターゲットとした業者の営業攻勢が強まっているだけに消費者教育や相談事業の強化が求められる。

④ なお、平成6年調査からの年代別推移は下記のとおり。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%

## 2、男女別（第2表、第3表）

- ① 従来どおり、女性が圧倒的に多い。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘できる。また、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえる。

- ② 男性の割合も30%台後半で推移し、深刻であることが分かる。  
③ なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおり。

	男性	女性		男性	女性
平成6年	30%	70%	平成10年	37%	63%
平成7年	34%	66%	平成11年	36%	64%
平成8年	24%	76%	平成12年	36%	64%
平成9年	30%	70%			

## 3、地域別（第4表）

- ① 破産者が全県各地に広がっていることが明らかである。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい

- ② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できるので、平成11年の那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数（会の独自調査）を参考資料として紹介する。

那覇地裁本庁	1002件(939)	地裁平良支部	11件(7)
地裁沖縄支部	569件(440)	地裁石垣支部	32件(12)
地裁名護支部	116件(76)	※( )内は平成10年	

※ 名護、石垣での増加率が高いことが分かる。

#### 4、破産申立前後の職業（第6表）

- ① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かる。会社員が多數である。（35%）
- ② 自営業者は、貸し渋り対策特別保証貸付制度の利用等もあって去年は減少したが、再び増加に転じていることが注目される。自営業者では、破産手続きより特定調停が積極的に活用されているが、全国一多い日賦資金業者や為替手形を担保とした街金融の横行など問題が多い。

平成8年	同9年	同10年	同11年	同12年
13名（7%）	25名（11%）	49名（17%）	40名（11%）	51名（15%）

- ③ 無職・主婦層、パート・アルバイトなどの収入の不安定な層での破産が激増している。不況の中で生活苦が拡大していること、業者の返済能力を軽視した過剰融資が拡大していることが指摘できる。

	平成9年	10年	11年	12年
無職・主婦	18名（8%）	42名（14%）	73名（20%）	94名（27%）
パートなど	20名（9%）	16名（9%）	23名（6%）	65名（19%）

- ④ 破産申立時点での職業では、会社員等や自営業者が激減し、無職者が圧倒的に増えている。高利の返済と厳しい取立てに追われ、職場を失ったり、営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが明らかである。

## 5、破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（第5～8表）

- ① 破産前の職業で無職・主婦やパート層が激増していることが明らかであり、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かる。
- ② また、破産時点では無職者が47%を占めることが示すように、経済的に全くなったりたたない状態に陥っている。
- ③ 主な特徴は次のとおりである。

イ 破産時の平均収入は、15万円以下が89%を占め、所得の低下傾向が確実に進行している。 (第5表)

※ 平成9年=83% 平成10年=85% 平成11年=87%

ロ 生活保護受帯は逆に減少している。14名(4%) (第6表附属)

※ 平成9年=9% 平成10年=6% 平成11年=9%

ハ 単身家庭と母子家庭での増加が顕著である(36%)。 (第7表)

※ 平成9年=30% 平成10年=33% 平成11年=28%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の80%である。 (第8表)

※ 平成9年=82% 平成10年=82% 平成11年=78%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が43%もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっている。 (第6表附属)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
本人病気	53名(24%)	87名(30%)	85名(23%)	86名(25%)
家族病気	47名(21%)	49名(17%)	71名(20%)	65名(19%)

ヘ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も33%に及んでいる。 (第9表)

※ 平成9年=25% 平成10年=27% 平成11年=33%

6、どこから、いくらを借りているか。 (第10表～13表)

① 平均で10社からの借入れである。 (第10表)

10社までの借入で破産するケースが増加している。サラ金業者一社の貸付けが50万円を超えるようになった反映と思われる。

平成9年=49% 10年=53% 11年=66% 12年=68%

② 借入先のトップはサラ金(消費者金融業者)である。 (第11表)

破産者の96%が利用している。サラ金の平均利用件数は6社弱で、平均借入額は262万円となっている。去年の調査では、平均利用が6社弱で240万円であった。一社当たり貸付額の増加を示している。

※ 平均金利が29%と仮定しても、月6万余の利息となる。

③ 銀行利用者が約41%で変化なしだが、借入額は増加している。事業資金、住宅ローン関係債務が増えた反映と思われる。 (第11表)

④ 日掛業者の利用者は若干減少したが、未だ16% (去年17%) もいて、平均で7社から307万円を借り入れている。 (第11表)

⑤ 破産時の平均負債額は1020万円と著しく増加した。③が要因と思われる。高額破産も増えたが、400万円以下の破産が最多 (第13表)

⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は下記のとおり

破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成7年調査	平均12社から	718万円の債務
平成8年調査	平均14社から	730万円の債務
平成9年調査	平均12社から	787万円の債務
平成10年調査	平均12社から	702万円の債務
平成11年調査	平均10社から	741万円の債務
平成12年調査	平均10社から	1020万円の債務

## 7、借金の目的（第14表）

- ① 借金の目的は、生活費を補うためが主であり、複数回答で引き続き92%台となりトップである。
- ② 事業資金も24%に及んでいる。破産前の自営業者が15%なので、家族や親戚縁者が事業資金等の借入れを手伝っていることを示す。
- ③ 保証人や名義貸しも、引き続き20%台になっている。カードの貸し借り、「名義貸し」も多く見受けられる。
- ④ 消費財の購入は減少している。クレジットカードの利用が41%と多いが、キャッシング利用が増えている反映である。また、悪徳商法や買取屋に関連したクレジットの利用が少なくない。
- ⑤ 遊興費は調査開始以来の最少である。遊興費目的の借入れが多い場合は、特定調停を利用していると思われる。
- ⑥ 住宅ローン破産が著しく増加し、ついに10%を占めるようになっている。各年度の実数は下記のとおりであり、今後の増加が懸念される。  
※ 平成9年=19名 同10年=15名 同11年=26名 同12年=34名
- ⑦ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅ローン
平成6年	47%	18%	32%	10%	-
平成7年	71%	25%	28%	9%	-
平成8年	81%	49%	22%	15%	-
平成9年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%

## 8、借金の期間（第16表）

- ① 借金の期間は、「5年以上」が84%と増加しており、最初の借金をしてから破産するまでの期間が伸びている。

※ 平成9年=71% 同10年=67% 同11年=70%

- ② 借りてから3年以内の破産者は3%と著しく減少している。

※ 平成9年=13% 同10年=19% 同11年=10%

- ③ 平均借入件数の増加、平均借入額の増加、無職・主婦・パート層の増加などを考えあわせると、生活困窮者（返済力不足者）に安易に貸し付ける傾向が強まっていると考えられる。過剰融資が大きな問題である。

## 9、取立状況と生活の変化（第17、18表）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊している。

- ① 自宅への取立てが97%もあり家庭生活を脅かしている。職場への取立ても40%もあり、離職の原因ともなっている。家族への取立などの違法取立ても25%と後をたたない状態である。

- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が34件（10%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されている事がわかる。

- ③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する債務者が少くないことを指摘しておく。精神に疾患をもつ者への貸付けが目立つとともに、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少くない。

- ④ 破産手続き中の裁判は、破産手続きの迅速化もあって減少しているが、公正証書などによる強制執行を受けている者が3%もいる。

※ 裁判を提起された者（支払督促を含む）

平成9年=21%、同10年=39% 同11年=21% 同12年=7%

## 10 参 考 資 料

① 新聞報道によると、県内の経済的な理由での自殺者は次のとおりです。

※ 平成8年=23名 同9年=36名 同10年=49名 同11年=66名

② 沖縄クレ・サラ被害をなくす会の相談（平成11年）から

イ、サラ金業者からの初回借入時の年代調査

	10代	20代	30代	40代	50代	60上	計
男	26	172	130	55	29	10	422
女	26	215	139	72	48	14	514
計	52	387	269	127	77	24	936
%	6%	41%	29%	14%	8%	3%	

ロ、相談者の男女別、年齢別調査

### 相談者の年齢別

10代	3名 ( - %)
20代	257名 (23%)
30代	257名 (30%)
40代	273名 (24%)
50代	163名 (14%)

### 相談者の男女比

男性	523名 (45%)
女性	634名 (55%)

## ハ、「最初の借金」の原因調査

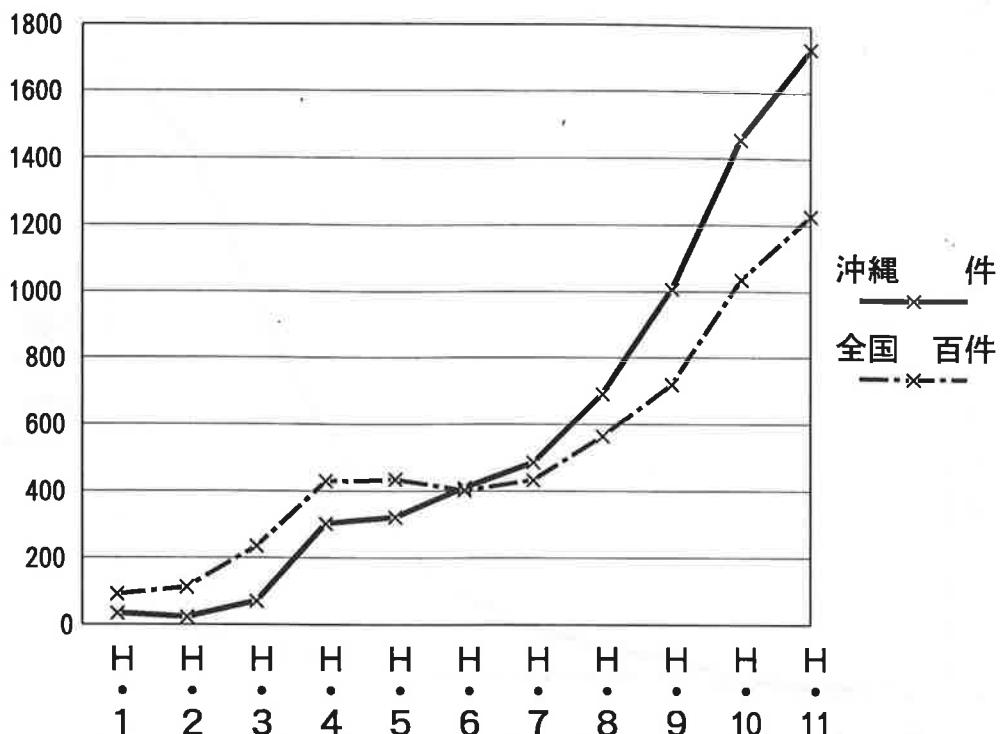
生活費	214件 (23%) 男性25%・女性75% ※ うち58%が20代と30代の女性
保証・名義費	141件 (15%) 男性30%・女性70% ※ うち52%が10代20代。女性が圧倒的
事業資金	126名 (13%) 男性56%・女性44%
消費財購入等	73名 (7%) 男性56%・女性44% ※ うち73%が10代と20代。
遊興費・ ギャンブル	100名 (11%) 男性85%・女性15% ※ うち57%が20代の男性。

## ニ、健康保険への加入と国民年金の支払い状況

健康保険加入 564名 (89%) 未加入 71名 (11%)

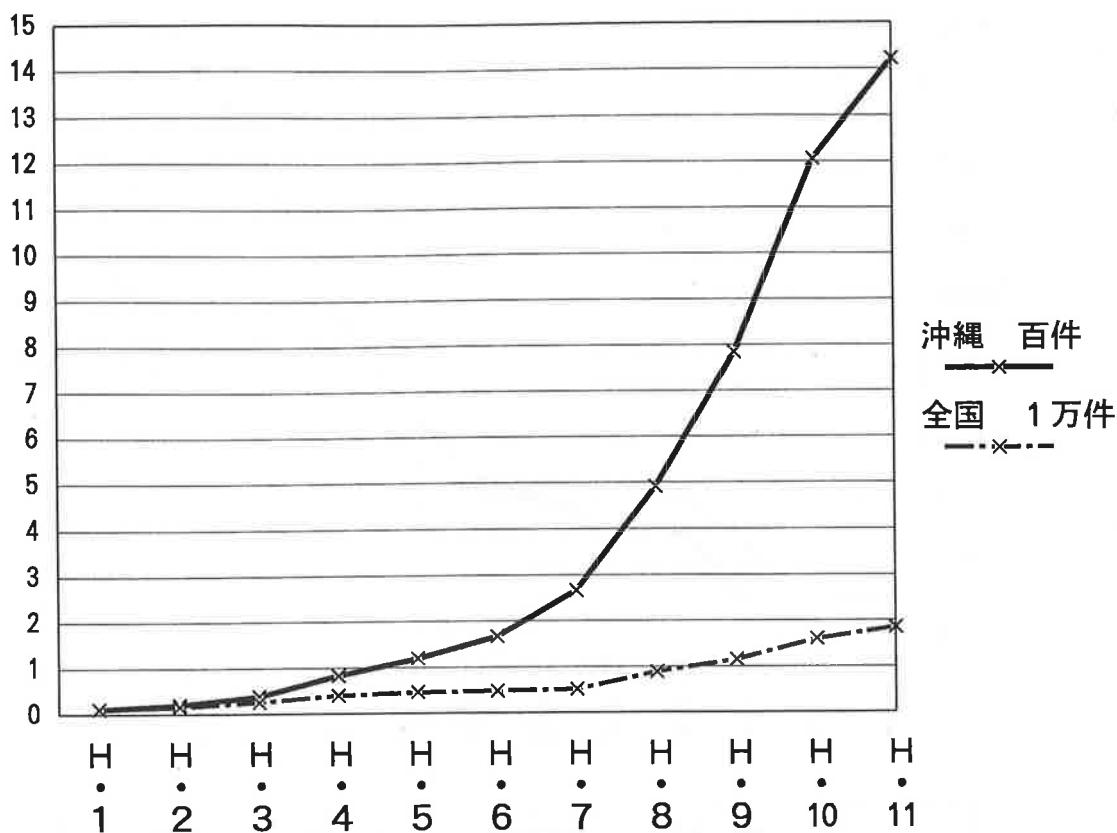
国民年金支払 251名 (50%) 未払い254名 (50%)

## 自己破産申立件数



	沖 縄	前年比	全 国	前年比
H. 1	35	112%	9433	98%
H. 2	23	65%	11480	122%
H. 3	72	313%	23491	204%
H. 4	303	420%	43144	183%
H. 5	322	106%	43545	101%
H. 6	411	127%	40385	92%
H. 7	486	118%	43414	107%
H. 8	693	143%	56494	130%
H. 9	1007	145%	72199	128%
H. 10	1458	145%	103803	144%
H. 11	1730	119%	122741	118%

## 貸金業関係等調停事件



	沖 縄	前年比	全 国	前年比
H. 1	112		11828	
H. 2	208	186%	16649	141%
H. 3	389	187%	26270	158%
H. 4	829	213%	41027	156%
H. 5	1200	145%	47296	115%
H. 6	1,669	139%	49524	105%
H. 7	2,672	160%	52399	106%
H. 8	4,922	184%	89464	171%
H. 9	7,847	159%	115102	129%
H. 10	12,070	154%	160332	139%
H. 11	14,226	118%	185592	116%

表1 年代別割合

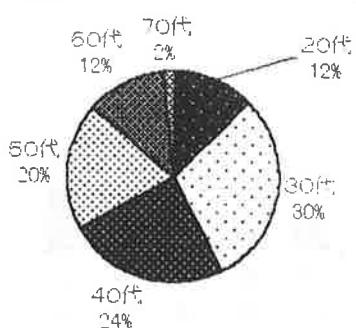


表1 年代別割合

20代	43
30代	104
40代	85
50代	68
60代	42
70代	6
総数	348

表2 性別割合

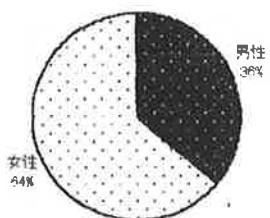


表2 性別割合

男性	126
女性	222
総数	348

表3 男女年代別（男性）

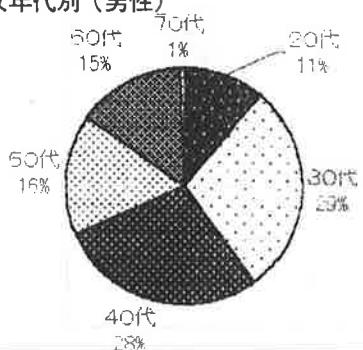


表3 男女年代別（男性）

20代	14
30代	37
40代	36
50代	21
60代	19
70代	1
総数	128

表3-2 男女年代別（女性）

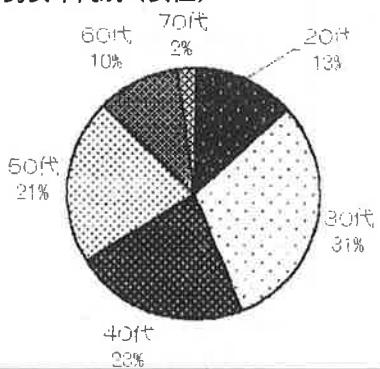


表3-2 男女年代別（女性）

20代	29
30代	67
40代	49
50代	47
60代	23
70代	5
総数	220

表4 地域別

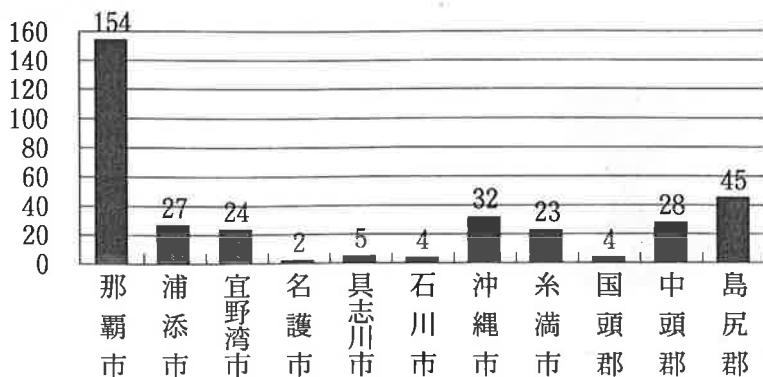


表4 地域別

那覇市	154	44.3%
浦添市	27	7.8%
宜野湾市	24	6.9%
名護市	2	0.6%
具志川市	5	1.4%
石川市	4	1.1%
沖縄市	32	9.2%
糸満市	23	6.6%
国頭郡	4	1.1%
中頭郡	28	8.0%
島尻郡	45	12.9%
宮古郡	0	0.0%
八重山郡	0	0.0%
石垣市	0	0.0%
その他	0	0.0%
	348	

表5 破産時の収入

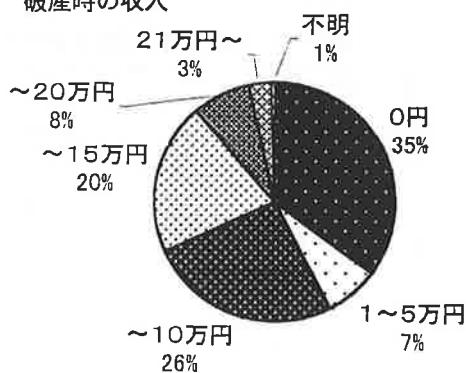


表5 破産時の収入

0円	122
1~5万円	25
~10万円	90
~15万円	71
~20万円	27
21万円～	11
不明	2
	348
月平均収入	7.2
家族月平均収入（本人含）	13.7

表6 破産前後の職業

	破産前		破産時	
会社員(事務・営業・他)	120	34.5%	93	26.7%
公務員	1	0.3%	1	0.3%
自営業	51	14.7%	11	3.2%
パート・アルバイト	65	18.7%	65	18.7%
水商売勤務	7	2.0%	4	1.1%
無職・主婦	94	27.0%	164	47.1%
契約社員・その他	10	2.9%	10	2.9%
	348		348	

公的扶助

生活保護	14
児童扶養手当	36

病人所帯

本人病気	86
家族病気	65

表7 家族状況

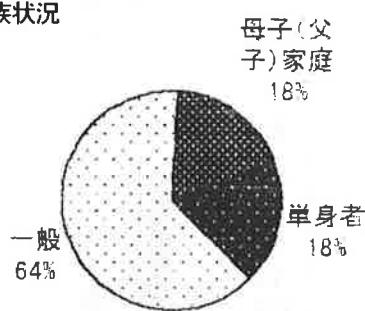


表7 家族状況

単身者	62
一般	220
母子(父子)家庭	64
不明	2
総数	348

表8 住居

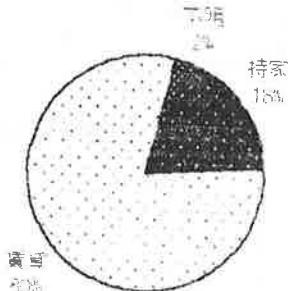


表8 住居

持家	64
賃貸	277
不明	7
	348

表9 家族の破産・調停

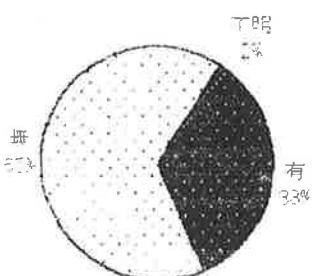


表9 家族の破産・調停

有	114
無	228
不明	6
	348

表10 借入件数

1～5件	62	17.8%
5～10件	175	50.3%
11～15件	67	19.3%
16～20件	24	6.9%
21～25件	9	2.6%
26件～	11	3.2%
	348	100.0%

表10 借入件数

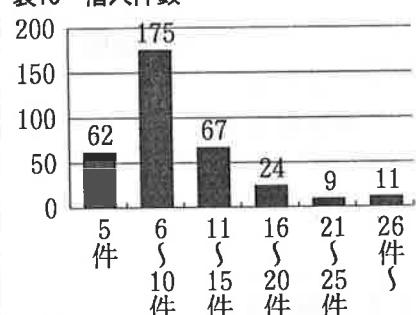
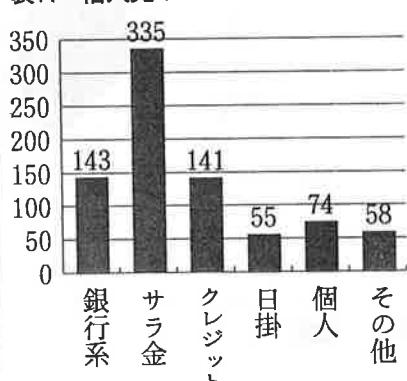


表11 借入先 1 (人)

銀行系	143	41.1%
サラ金	335	96.3%
クレジット	141	40.5%
日掛	55	15.8%
個人	74	21.3%
その他	58	16.7%
	348	

表11 借入先 1



借入先 2 [ 平均件数 ]

銀行系	303	2.12件
サラ金	2005	5.99件
クレジット	279	1.98件
日掛	406	7.38件
個人	230	3.11件
その他	206	3.55件

[ 平均借入額 ]

銀行系	1012万
サラ金	262万
クレジット	83万
日掛	307万
個人	552万
その他	931万

借入先各業者総数  
借入人数（借入先 1）

表12 各借入総金額[万円]

銀行系	144770
サラ金	87689
クレジット	11725
日掛	16874
個人	40868
その他	53988
	355914

平均負債額（万円）

1022.7

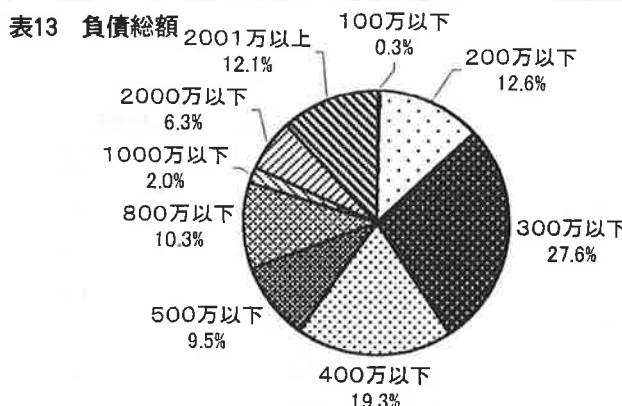


表13 負債総額

100万以下	1
200万以下	44
300万以下	96
400万以下	67
500万以下	33
800万以下	36
1000万以下	7
2000万未満	21
2000万以上	43

表14 借金の理由（複数回答）

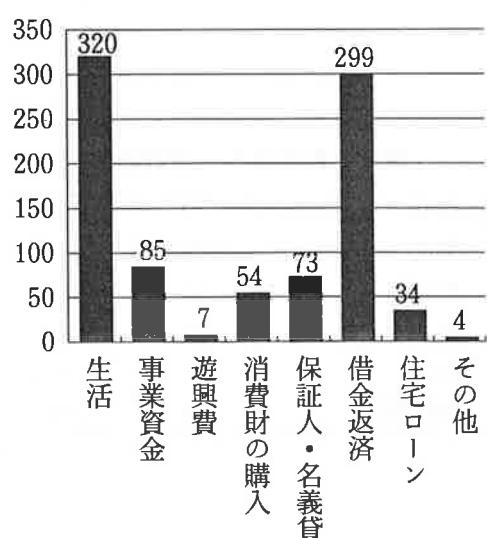


表14 借金の理由（複数回答）

生活	320	92.0%
事業資金	85	24.4%
遊興費	7	2.0%
消費財の購入	54	15.5%
保証人・名義貸	73	21.0%
借金返済	299	85.9%
住宅ローン	34	9.8%
その他	4	1.1%

／人数

表15 離職の理由

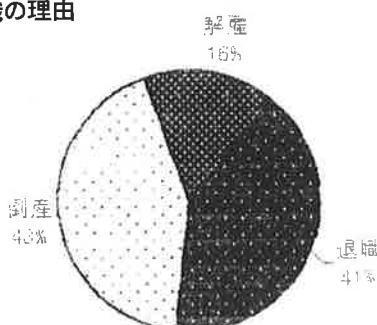


表15 離職の理由

退職	40
倒産	42
解雇	16

表16 借入期間

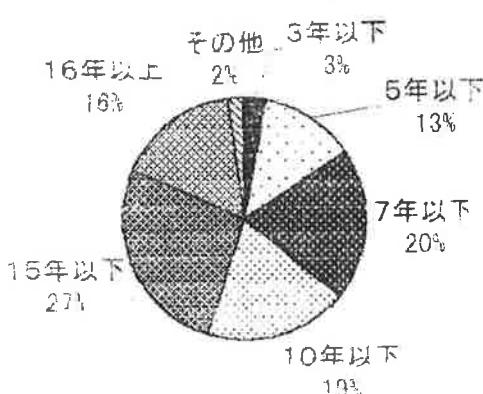


表16 借入期間

3年以下	11
5年以下	44
7年以下	70
10年以下	66
15年以下	93
16年以上	57
その他	7
	348

表17 取立状況（複数回答）

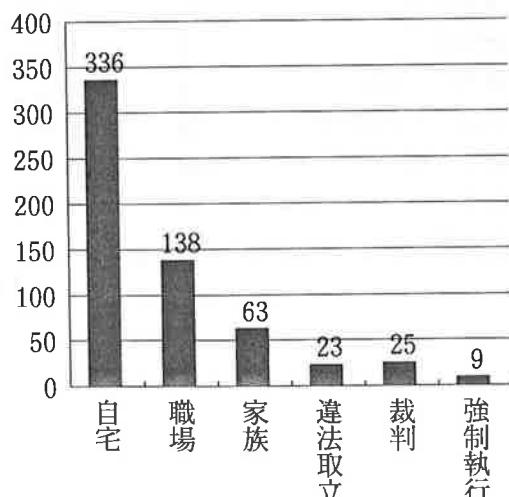


表17 取立状況（複数回答）

自宅	336	96.6%
職場	138	39.7%
家族	63	18.1%
違法取立	23	6.6%
裁判	25	7.2%
強制執行	9	2.6%

/人数

表18 生活への変化（複数回答）

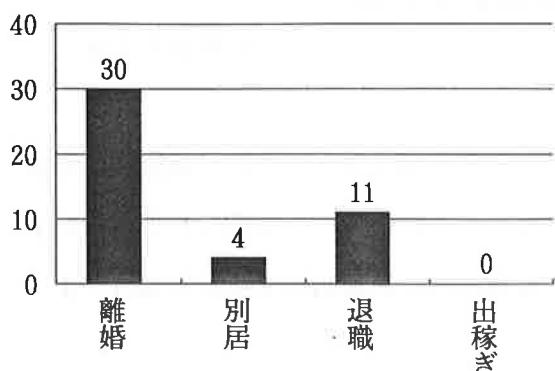


表18 生活への変化（複数回答）

離婚	30
別居	4
退職	11
出稼ぎ	0

表19 一部弁済

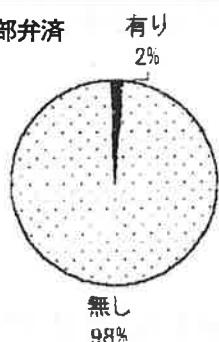


表19 一部弁済

有り	6
無し	342

## 特定調停の結果調査

2000年9月

### 1、調査対象

2000年8月に、同年3月～5月（一部6月）にかけて特定調停を申立てた方々の調停の結果をまとめました。特定調停を援助した当会会員14名（那覇簡裁9名・沖縄4名・名護1名）から報告を受けたものです。

### 2、申立件数等と結果の概略

#### （1）調停申立件数

申立者数 80名

申立件数 合計436件 (一人平均 5、4件)

1件から5件の申立て=41名 (51%) 1件のみ=6名

6件から10件の申立て=39名 (49%)

#### （2）調停の成立等の別

イ 成立 363件 (83%)

ロ 調停外の示談 14件 ( 3%)

ハ 不調・取下げ 37件 ( 8%) 5件は支払拒絶、9件は訴提起

ニ 繼続中 22件 ( 5%) 17件はゼロ合意目標

#### （3）負債額の調停前後の比較（調停で負債は半分になった）

	調 停 前	調 停 後
100万円未満	9名 (11%)	32名 (40%)
200万円未満	19名 (24%)	33名 (41%)
300万円未満	30名 (38%)	10名 (13%)
400万円未満	12名 (15%)	3名 ( 4%)
400万円以上	10名 (13%)	2名 ( 3%)

負債総額 調停前 1億9662万円 (平均 245万円)  
 調停後 1億 125万円 (平均 126万円)

(4) 月払額の調停前後の比較 (調停で月払は3分の1になった)

	調 停 前	調 停 後
0万円～3万円未満	4名 ( 5 %)	32名 (40 %)
3万円～6万円未満	13名 (16 %)	25名 (31 %)
6万円～10万円未満	20名 (25 %)	13名 (16 %)
10万円～15万円未満	29名 (36 %)	1名 (  %)
15万円～20万円未満	10名 (13 %)	○名 (  %)
20万円～	4名 ( 5 %)	○名 (  %)

※調停で負債ゼロになった者3名、一括弁済者6名あり。

月払い額 調停前 837万円 (平均 103,500円)  
 調停後 264万円 (平均 33,000円)

(5) 調停成立後の利息について

※ 今回の調査表では、「調停の結果」欄に「将来利息」についての記載欄を設けてなかったため、回答が不徹底になった。自主的に記載された95件についてのみまとめた。

な し	1%～9%	10%～17%	18%
41件	9件	11件	34件

### (5) 計算書の取得について (有効回答340件)

全て提出された	3年分(1~5年含)	全く提出なし
132件(39%)	120件(35%)	88件(26%)

※ 行政指導や調停委員会への文書提出命令を求めたケースでは、割りと計算書の取得に成功している。

※ また、県下で正式に特定調停法による文書提出命令が発せられたとの報告があるが、業者の計算書提出への非協力の現状からすると、法の趣旨にそって調停委員会からの文書提出命令を徹底することが求められている。

※ 利息制限法に基づいた元本充当計算がきちんとされるなら、残債務や月払額がもっと減少することは明らかである。

### (6) 不出頭への対処

調停への業者の不出頭が少くない。委員から呼び出す努力と、電話で連絡して17条決定を行う努力がなされている。但し、利息制限法による厳格な充当計算についての問題があるケースもあり、業者の不出頭への制裁や行政指導を求める取組みが必要。

### (7) ゼロ合意の場合の解決金

436件の調停中、残債務ゼロとの合意が75件(17%)なされているが、うち45件は「解決金」の支払いが強要されている。本来、過払いのケースであり、解決金名目での支払義務のない請求がなされることは問題である。

#### (8) 過払いが考えられる調停での不調・取下後の対処

計算書が取得できれば明らかに過払いと思われるケースで、業者の強引な請求で残債務を確認する調停結果も少なくない。会員の援助で、調停が不調になっても「残債務がないので支払いを拒否する」と業者からの提訴を待つ方も増えている。その場合、不当な取立てには行政処分を求めている。また、債務者の方から積極的に債務不存在確認請求訴訟や不当利得返還請求訴訟を提起するケースも増えている。訴訟になった場合、計算書等の文書提出命令を申立てることで、債務者の勝訴（勝訴的和解）が相次いでいる。この分野での会員の訴訟業務拡大に力を尽くす所存である。

#### (9) 調停外での和解・示談

調停外での示談を求める業者もあるが、債務者にとって不利な合意になっているケースがほとんどである。

参考 大手消費者金融業者の  
県内での営業の拡大

平成12年8月作成

県内の本土サラ金大手7社の営業店舗数の推移です。

会社名	9年1月	10年1月	11年5月	12年5月	増加率
三洋信販	10店舗	14	14	22	220%
武富士	10店舗	11	19	21	210%
アコム	14店舗	18	22	23	164%
レイク	8店舗	10	14	16	200%
プロミス	14店舗	20	22	23	164%
アイフル	9店舗	10	13	14	160%
アイク	8店舗	9	9	9	112%
合 計	73店舗	92	113	128	175%

大手の中でも三洋信販、武富士、レイクの増加が著しい。

会社名	無人機の推移						「愛称」
	8年 3月	9年 9月	10年 9月	11年 5月	12年 5月		
三洋信販	3台	10	14	13	22	ボケットバンク	
武富士	3台	11	17	19	21	￥むすび	
アコム	8台	17	21	22	23	むじんくん	
レイク		8	10	14	16	ひとりででき太	
プロミス	3台	18	21	22	23	いらっしゃいまし	
アイフル	5台	10	12	13	14	お自動さん	
リッヂ		3	3	3	(3)	まかしと機	
日立信販	2台	6	6	10	8	ひタックくん	
アイク				1	2	エーシーエム	
ライフ		1	3	3	3	ラク太郎	
DML		2	(2)	1	(1)	おてガール	
シンキ		3	(3)	(3)	(3)	マネー機ねこ	
三和ファイ		2	(2)	(2)	4		
合計	24台	91	114	123	144	4年で6倍に増加	

大手五社の沖縄での営業利益等(推計)

	武富士	アコム	プロミス	アイフル
① 貸付残高	1兆4922億円	1兆2718億円	1兆 937億円	8093億円
② 営業収益	3709億円	3417億円	2649億円	2385億円
③ 営業利益	1922億円	1443億円	1023億円	874億円
④ 店舗数	1459	1635	1299	1311
⑤ 店舗毎貸付	10億2275万円	7億7789万円	8億4197万円	6億1736万円
⑥ 店舗毎利益	1億3177万円	8848万円	7878万円	6669万円
⑦ 沖縄店舗数	21店舗	23店舗	23店舗	14店舗
⑧ 貸付残推計	214億7775万	178億9147万	193億6531万	86億4304万
⑨ 利益推計	27億6717万	20億2504万	18億1194万	9億3366万
⑩ 口座毎残高	53万3千円	50万5千円	46万1千円	50万6千円
⑪ 推計口座数	40295口	35428口	42007口	10781口

	三洋信販	合計	推計等の方法
① 貸付残高	2496億円	4兆9166億円	※ 決算報告から
② 営業収益	656億円	1兆2816億円	※ 決算報告から
③ 営業利益	286億円	5548億円	※ 決算報告から
④ 店舗数	713	6417	※ 決算報告から
⑤ 店舗毎貸付	3億5011万円	—	※ ①÷④による推計
⑥ 店舗毎利益	4019万円	—	※ ③÷④による推計
⑦ 沖縄店舗数	22店舗	103店舗	※ 独自調査 本年5月
⑧ 貸付残推計	77億0242万	750億 799万	※ ⑤×⑦による推計
⑨ 利益推計	8億8418万	84億2199万	※ ⑥×⑦による推計
⑩ 口座毎残高	40万9千円	—	※ 決算報告から
⑪ 推計口座数	18832口	14万7343口	※ ⑧÷⑩による推計

月刊 消費者信用 2000年7月号（3月決算報告から推計）

## 日賦貸金業者の都道府県別業者数の推移

金融監督庁 2000. 2

地域別	登録先	97年3月	98年3月	99年3月	99/97伸び率(%)
関東	関東財務局	18	17	14	-22.2
	東京都	41	50	50	21.9
	神奈川県	79	82	88	11.3
	埼玉県	5	11	12	140.0
	千葉県	36	42	45	25.0
	山梨県	1	2	2	100.0
	栃木県	0	1	3	
	茨城県	6	7	12	100.0
	群馬県	3	3	3	0.0
	新潟県	1	1	1	0.0
近畿	長野県	8	9	9	12.5
	都道府県計	180	208	225	25.0
合 計		198	225	239	20.7
近畿	近畿財務局	19	20	24	26.3
	大阪府	193	228	229	18.6
	京都府	91	87	81	-10.9
	兵庫県	118	131	170	44.0
	奈良県	4	4	5	25.0
	和歌山县	3	4	5	66.6
	滋賀県	2	4	6	200.0
	都道府県計	411	458	496	20.6
合 計		430	478	520	20.9

地域別	登録先	97年3月	98年3月	99年3月	99/97伸び率(%)
北陸	北陸財務局	0	1	2	
	富山県	16	16	17	6.2
	石川県	8	13	9	12.5
	福井県	5	7	6	20.0
	都道府県計	29	36	32	10.3
合 計		29	37	34	17.2
中国	中国財務局	1	2	4	300.0
	広島県	41	44	43	4.8
	山口県	18	20	26	44.4
	岡山県	45	50	53	17.7
	鳥取県	11	10	12	9.0
	島根県	2	2	2	0.0
	都道府県計	117	126	136	16.2
合 計		118	128	140	18.6
四国	四国財務局	3	3	3	0.0
	香川県	5	12	16	220.0
	愛媛県	28	30	33	17.8
	徳島県	2	3	6	200.0
	高知県	53	68	69	30.1
	都道府県計	88	113	124	40.9
	合 計	91	116	127	39.5

地域別	登録先	97年3月	98年3月	99年3月	99/97伸び率(%)
北海道	北海道財務局	1	0	0	-100.0
	北海道	48	57	47	-2.0
	都道府県計	48	57	47	-2.0
合 計		49	57	47	-4.0
東北	東北財務局	1	1	2	100.0
	宮城県	23	24	29	26.0
	岩手県	10	9	9	-10.0
	福島県	2	5	7	250.0
	秋田県	4	5	6	50.0
	青森県	14	16	16	14.2
	山形県	13	15	19	46.1
	都道府県計	66	74	88	33.3
	合 計	67	75	90	34.3
東海	東海財務局	0	0	1	
	愛知県	27	32	38	40.7
	静岡県	19	18	14	-26.3
	三重県	9	8	10	11.1
	岐阜県	6	8	11	83.3
	都道府県計	61	66	73	19.6
	合 計	61	66	74	21.3

地域別	登録先	97年3月	98年3月	99年3月	99/97伸び率(%)
九州	九州財務局	17	15	13	-23.5
	熊本県	100	97	99	-1.0
	大分県	70	73	71	1.4
	宮崎県	70	64	79	12.8
	鹿児島県	33	38	39	18.1
都道府県計	都道府県計	273	272	288	5.4
	合 計	290	287	301	3.7
福岡	福岡財務局	4	8	8	100.0
	福岡県	139	164	177	27.3
	佐賀県	25	27	26	4.0
	長崎県	78	77	77	-1.2
	都道府県計	242	268	280	15.7
合 計		246	276	288	17.0
沖縄	沖縄総合事務局	0	0	0	0.0
	沖縄県	268	290	321	19.7
	都道府県計	268	290	321	19.7
	合 計	268	290	321	19.7
財務局計		64	67	71	10.9
都道府県計		1,783	1,968	2,110	18.3
全国計		1,847	2,035	2,181	18.0

(注) 各年度の業者数は、各財務局及び都道府県からのヒアリングベース

## 資料 法律等の規定

### 1、金利に関する規制

#### (1) 利息制限法

金銭消費貸借契約は、その利息が次の金額を越えるときは超過部分につき無効とする。損害金も超過部分は無効。

元金の額	利息	損害金
10万円未満	年20%	年29、2%
10万円以上百万円未満	年18%	年26、28%
100万円以上	年15%	年21、9%

#### (2) 出資法

5条2項 金銭の貸付を業として行う者が、年29、2%を超える利息の契約をしたまたは受領したときは3年以下の懲役

※ 本年6月1日からの契約に適用される。同日前に包括契約が締結されていても、同日以後の貸付けは同じ。（改正前40、004 %）

#### (3) 出資法特例（日賦貸金業者）

イ、年利109、5%以上が懲役対象。（来年1月1日から54、75%）

ロ、日賦貸金業者の要件（違反は刑事罰）

- ① 従業員5人以下の小規模自営業者のみに貸付けのこと
- ② 返済日数は100日以上わたること
- ③ 返済日数の7割以上を訪問して集金すること（来年から5割）

#### (4) 貸金業規制法

13条（過剰貸付禁止）顧客又は保証人になろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を越えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

16条（誇大広告禁止）広告をするときは、貸付の利率その他貸付の条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものより著しく有利であると人を誤認させるような表示を禁止。

17条（書面の交付義務）契約にあたり遅滞なく省令による条項を記載した書面を交付する義務。保証人にも交付する義務がある。

18条（受取証書の交付義務）弁済を受けたときは、その都度、直ちに、省令による条項を記載した書面を交付する義務がある。

21条（取立行為の規制）債権の取立をするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。（罰則 6か月以下の懲役等）

2項 取立にあたり相手方から請求があったら氏名等を名乗る義務。

43条 債務者が利息として任意に支払った額が、利息制限法の利  
息を越える場合でも、次の場合は「有効な債務の弁済とみなす。

- ① 貸付契約の都度、遅滞なく、大蔵省令で定める契約内容を明らかにした書面を交付する。
- ② 弁済を受けたときは、直ちに大蔵省令で定める内容を記載した書面を交付する。

#### (5) 金融監督庁事務ガイドライン（第3分冊 平成10年6月8日）

##### 三 貸金関係

貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次のよう取り扱うものとする。

##### 三-二一一 過剰貸付けの防止

法第13条（過剰貸付け等の禁止）の規定に係る監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 過剰貸付けの判断基準

資金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えると認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一概に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保、無保証で貸し付ける場合の目処は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額とすること。

(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入を勧誘したり、借入意欲をそぞるような勧誘をしてはならないこと。

(3) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。

(4) 無担保、無保証の貸付けを行うときは、信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面にすること。

三一二二 取立て行為の規制事例

(1) 暴力的な態度をとること

(2) 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること

(3) 多人数で押し掛けること

(4) 午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること

(5) 反復継続して電話で連絡し、電報を送達し、訪問すること

(6) はり紙や落書き等、債務者の借入の事実、その他プライバシーを明らかにすること

- (7) 勤務先を訪問し、債務者、保証人を困惑させたり、不利益を被らせること
- (8) 弁護士に委任した旨の通知、又は調停その他の裁判でつづき取ったことの通知を受けた後に正当な事由なく請求すること
- (9) 法律上支払い義務のない者に対し、支払請求したり、必要以上に取立への協力を要求すること

### 三一二一三 取引関係の正常化

上記のほかに、貸金業者の監督に当たっては、資金需要者の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。
- (2) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。
- (3) 契約を締結するに際しては、次に掲げる行為を行ってはならないこと。
  - ①白紙委任状及びこれに類する書面を徴求すること。
  - ②白地手形及び白紙小切手を徴求すること。
  - ③クレジットカードを担保等として徴求すること。
  - ④貸付け金額に比し、過大な担保を徴求すること。
  - ⑤印鑑、貯金通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。
- (8) 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような過度の広告をしてはならないこと。



平成11年1月1日（月）

# 悪質取り立てにアドバイス

深刻化の一途をたどるクレジット・サラ金問題や悪質な取り立てが報告されている商工ローンなどの被害実態の相談のため、沖縄弁護士会と県司法書士会がそれぞれ三十一日から七日にかけ電話相談や相談会などを行っている。

県司法書士会による多重債務や自己破産をテーマにした講演会と個別相談会が三十一日、那覇市慈辺のNTT沖縄会館で開かれた。

## 沖縄弁護士会 きょうから特設電話

司法書士で自己破産研究会の会員 桃原用伸さんが「激増する借金苦からの解決に向けて」と題して講演。参加した約六十人に県内の多重債務の実態を紹介したほか、自己破産手続きの概要や不当な取り立てへの対処をアドバイスした。

同研究会によると、昨年一年間に那覇地方裁判所に申請された破産申し立ては約一千四百五十件で、前年に比べて約四百五十件増。県内に登録されている貸金業者数は一千三十五業者と、人口比で全国最多となつている。

## 県司法書士会 火、木曜日に相談窓口

弁護士会は一日、「クレジット・サラ金・高利商工ローン一一〇番」を設置。午前十時から午後五時までの間、八人の弁護士が電話相談を受ける。特設電話番号、098(836)8061。

# 家のかぎ渡す条件で借金

# 悪質な取り立てに悲鳴

深夜かまわず押し掛け 県司法書士会が相談会

県司法書士会が行つた講演に債務者ら約九十人が参加し、借金の解決法を熱心に聞いた。うち四十七人が司法書士に相談した。三十代から四十年代の男性が最も多く、「生活のため借金した」というケースもあつた。中には一億円を超える借金の相談もあつた。

那覇の相談会に訪れたのは三十三人。平均すると債務者はサラ金など九力所から借金しており、額は一人当たり千百七十四万円に上つた。月収十九万円の人々が、月に三十九万円支払わなければならぬ——という借金苦の姿が浮かび上がつた。

一方、相談の中には「お前は死んだほうがましだ」と言われたなど、言葉の暴力を伴う悪質な取り立てがあつた。司法書士の仲宗根茂さんは「自宅のかぎを渡す条件で借金し、深夜かまわず押し掛けた」。

「家のかぎを渡す条件で借金したら、真夜中にも取り立てが来た」。増える多重債務問題で県司法書士会は三十一日、本島三カ所で相談会を開いた。相談者を平均すると一人の借金が二千万円を超えるなど「例年より多額」(司法書士)の借金や厳しい取り立てに悩む債務者の姿があらためて浮き彫りになった。

県司法書士会が行つた講演に債務者ら約九十人が参加し、借金の解決法を熱心に聞いた。うち四十七人が司法書士に相談した。三十代から四十年代の男性が最も多く、「生活のため借金した」というケースもあつた。中には一億円を超える借金の相談もあつた。

県司法書士会の前堂正進会長は「県内では昨年一年間、借金苦による自殺が四件もあった。解決法は

必ずある。早めに相談することが大切だ。自分には関係ないと見入るも、借金に

古と八重山地区でも相談会を行う予定。同会は週二回、予約制で相談を受け付けていく。問い合わせは同

# 多重債務者の苦悩深刻

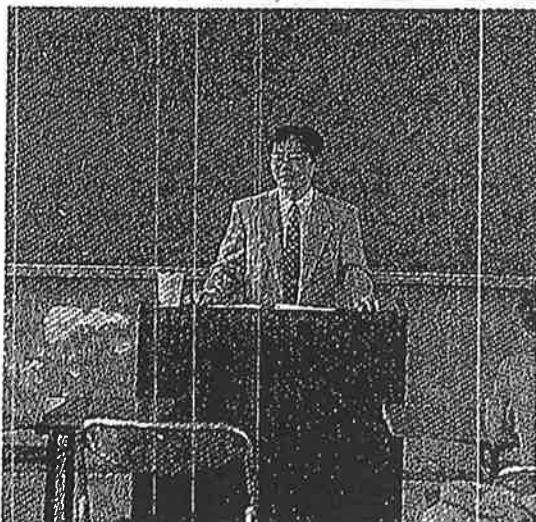
する。

県司法書士会の前堂正進会長は「県内では昨年一年間、借金苦による自殺が四件もあった。解決法は必ずある。早めに相談することが大切だ。自分には関係ないと見入るも、借金に

古と八重山地区でも相談会

を行う予定。同会は週二回、予約制で相談を受け付けていく。問い合わせは同

会で



借金苦の解決について講演する司法書士の前田剛氏=平良市立図書館

# 借金苦の解決法講演

県司法書士会宮古支部  
書士会

## サラ金の実態など説明

(下地明良支部長)は7日午後、平良市立図書館で講演会「借金苦からの解決にむけて」を行った。講師の前田剛氏(司法書士)はサラ金の実態や破産者の急増、沖縄県が全国一の借金体質であることなどを説明し、問題解決方法についてアドバイスした。

冒頭、下地支部長は「借金苦が夜逃げや自殺など深刻な問題になってしまっているのは見逃せない。失望する前に何か手立てがあることを気付いてほしい」とあいさつした。

県内で自己破産数が二年を境に急激に増加したことについて前田氏は「バブル後やりくりが利かずうなぎ上りに増えたが、破産宣告を恐れて必要以上に苦しむ人がいる」と述べた。沖縄の人口一万八千人当たりの貸金業関係調停、破産・調停・督促、貸金業者数は全国一位とな

なっており、「産業基盤の脆弱(もろ)さや失業率の高さが原因。かなり深刻な状況」と指摘した。また「若い世代が利息がいくらかも分からずテレビCMを見て簡単に借りている」と述べ、県内における本土サラ金の營業展開の実績を紹介。大手七社の店舗数は九六年の七十三軒から九九年で百十三軒と五四%増加しており、無人機は準大手も含めた十三社で九五年の二十四台から百二十三台と五倍に増えた。前田氏は「大手の回収はまだ良いが、準大手になると多重債務者も多いせいかな現在問題となっている商工ローンと同じような厳しい取り立てをする」と注意を促した。

第3種郵便物認可

## ニュース

# 多重債務防止で講演会

## 上原さんが実態解説

【西原】クレジットや消費者金融に関する正しい知識を身につけ、多重債務を防止しようと「クレジット・サラ金被害をなくす講演会」(主催・西原町社会福祉協議会)がこのほど、町中央公民館で開かれた。県司法書士会員の上原浩一さんが消費者金融の実情や法体制などについて詳しく説明し、賢い消費者になるよう呼び掛けた。

上原さんは「沖縄は全国の多重債務県で、貸業者の数も人口比で全国1位とい。さらに自己破産者の数も多い。その理由として過剰貸し付け、高金利、過酷な取り立てが挙げられる」と述べた。

特に金利について法律と照らし合わせながら、詳しく説明し「法範囲の

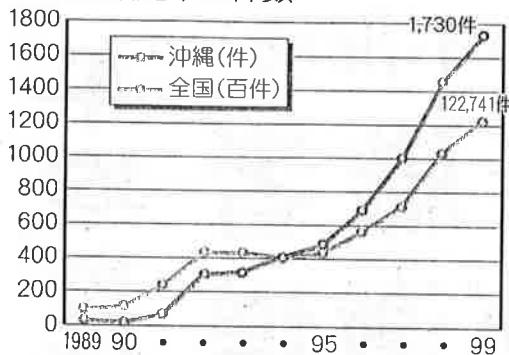
# 一人で苦しまず 専門家に相談を

西原町社協主催

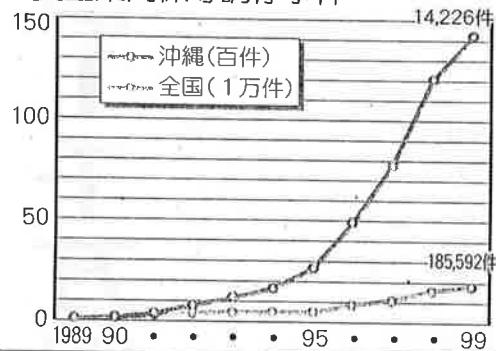


の上での安易な借錢、簡単に保証人になることについて注意を促し「保証人になつて自己破産する人も多い。何のために資金を使うのが、借金の用途をしつかい」と訴えた。

#### ●自己破産申立件数



#### ● 貸金業關係等調停事件



破産の特徴としては、収入の安定しない主婦やアルバイトへの貸し付けが過去に最高の四六%を占めるほか、借金の目的の九二%が生活費の補てんとなっており、長引く不況を反映する結果となっている。

県内の大手消費者金融の営業店舗数もこの四年間で

二十六件で九八年度比一一八%となつておひ、近年、増加の一途をたどつてい  
る。

県司法書士会は十七日、今年上半期（一月から六月）に同会が取り扱った自破産申立者を対象に実施した実態調査の結果を発表した。この間の破産申立件数は約八百件。自営業者の破産や住宅ローン関係の債務の増加、サラリーマン金融業者からの借入金額などの増加を背景に、一九九四年の調査開始から初めて、平均負債額が一千万円台となつたのが最大の特徴。調停申立件数も今年二月に施行された特定調停法の積極的な活用がみられ、上半期すでに四百三十六件に上っている。

司法書士会によると、昨年一年間の破産件数は千七百三十件で九八年度比一九%と増加。賃金業関係の調停は一万四千一百

七十三店舗から百二十八店舗と増加。無人契約機は二十四台から百四十四台と六倍の大幅な伸びを見せ、借りやすさが破産、調停の背景にあることがうかがえる。

また報告は、不況の中で生活苦が拡大していること、業者の返済能力を無視した過剰な融資を指摘して

県司法書士会は多重債務者解决问题を目指し、二十六日午後二時から五時まで、那覇市の八汐荘など県内五カ所で講演会と相談会を開催する（講演会は那覇のみ、その他の会場は相談会のみ）。問い合わせは同事務局☎098（8667）3526まで。

# 不況苦 反映

## 今年上半期の自己破産

**平均負債額  
1000万円超**

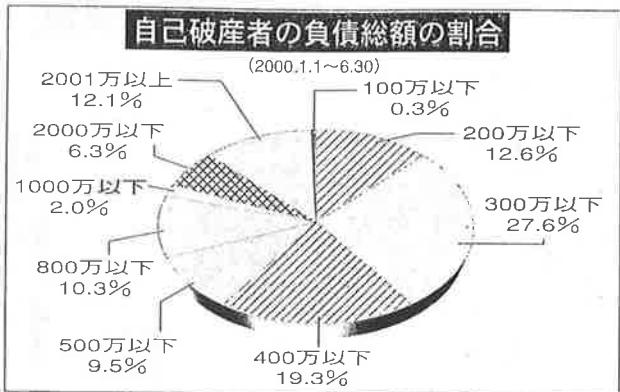
**主婦やパート  
全体の5割弱** 生活費目的が9割

七十三店舗から百二十八店  
補一層四。無人契約幾甚二

卷之二

# 深刻止まらない不況風 バイト・無職者 自己破産が激増

# 平均負債1千万円突破



司法書士会 26日に相談会

自己破産時の平均負債額が一千万円を超え、無職やアルバイトなど、収入が不安定な層が激増。県司法書士会(前堂正進会長)が今年一月から六月までの自己破産者を対象にした調査で、こんな実態が浮かび上がった。同会は今後、消費者金融などの多重債務に悩み、自己破産に追い込まれる人たちを救済するため、今年施行された特定調停法の活用や過払い金返還の訴訟などを積極的に展開する。二十六日午後二時から那覇市の八汐荘など県内五ヵ所で講演や相談会を実施する。

県司法書士会によると、今年一月から六月三十日までの自己破産の申し立ては約八百件。そのうち、会が調査した三百四十九件をまとめると、借金の目的は「生活費の補てん」が九二%。男女別では男性三六%、女性六四%となつた。職業別では、「無職・主婦」が二七%、「パート・アルバイト」が一九%と高かつた。前年は二項目合わせて二五%で、収入が不安定な層の破産が激増したのが特徴だ。同会は「長引く不況で、経済生活が困難になっていることと、それに乘じて返済能力を軽視している」と指摘した。平均負債額も

増加傾向を見せ、平均十社から千二十万円の債務。前年より二百七十九万円高くなつた。今年二月に施行された特定調停法は、一つの简易裁判所で事件を一括して申し立てができるなど、申立人(債務者)が生活や営業を再建できる環境づくりがやすくなった。特定調停法同会は今後、簡裁の調停委員会を通じ、業者へ債務の期間や額が記載された計画を提出する。債務不存を確認請求訴訟にも取り組む方針だ。

すでに、特定調停法による調停手続きで、債務額を大幅に減らしたり、訴訟に取り組んだケースもあるといふ。

訴訟や債務不存を確認請求訴訟にも取り組む方針だ。

ローンの債務は、三十四件に上り、過去最高の件数になった。

今年二月に施行された特定調停法は、一つの简易裁判所で事件を一括して申し立てができるなど、申立人(債務者)が生活や営業を再建できる環境づくりがやすくなった。

特定調停法の相談会会場は那覇市が八汐荘、中部が農民研修センター、北部は名護公民館、平良市は市立図書館、石垣市は平得公民館。問い合わせは県司法書士会、電話0980(8667)3526。

9911.8

# 浪費型借金が増加

県司法書士会  
が講演と相談会

20代の若者が50%も

〔〕破産が調停のいずれかの方法を取るようアドバイスした。また、八重山では地元にある四社以外、沖縄本島などにある消費者金融に電話で直接借金する人が多い傾向にある。

県司法書士会は七日午後、平穏公民館で「借金苦の解決法」と題した講演会と相談会を開いた。

県が全国第一位の“多重債務者多発県”となつたことを深刻に受け、多額の借金に苦しんでいる人にアドバイスしようと開かれたもの。

講演会では上原修司法書士が近年は十代、二十代の若者の借金が五〇歳にも増えていることや、生活費のための借金が九〇歳を占めていること、さらに九九年の調査では沖縄市より石垣市でこうした借金による四百九十七万円の債務があること、不況の影響で経済的な弱者に破たんが広

また「消費者金融会社では利息制限法が守られていない実態がある」などと悪質な手口を説明した。さらに自己破産の実態についていること、二十代の女性が増えていること、平均して十社の不動産を持つことがあることもあり、十社前後から平均して約三千万円の借入があるため、同会の相談員らは自

がりてごめんなさいを挙げた。相談会では参加者の十数人のうち五人が相談を申し出た。

相談者は金貯四十代で

不動産を持つことがある

あり、十社前後から平均し

て約三千万円の借入がある

ため、同会の相談員らは自

## サラ金、商工ローン相談会

来月7日 石垣市で開催

県司法書士会

電話で相談に応じる。また、司法書士会は県内各地で相談会を開催する。

弁護士会の電話相談は午後5時まで、**9911-8098-1**

近年増加しているクレジットカード、サラ金や商工ローンによる多重債務者問題に対応するため、県弁護士会は十一月一日、弁護士による電話相談を行う。

最高裁判所の一九八八年の統計によると、沖縄県は貸金業関係調停事件数が一人口二万一千人当たり一万二千七

月七日、平良市と石垣市で、十件で全国で一位。破産、調停や支払督促に関与した。

多重債務者の実数も全国位の同二万三百四十八人に上るなど、「全國」の多重債務者県(県司法書士会)

債務者県(県司法書士会)になつてゐる。

司法書士会は「全國」のクレジット・サラ金問題対策協議会(大阪市)の呼び掛けに応じ、共同して問題解決に当たることを決定。弁護士会は所属弁護士八人が

三六八〇六(同弁護士会)へ、司法書士会の相談会は十一月七日午後二時から五時まで、平良市の市立図書館と石垣市の平得公民館でそれぞれ開催する。

9911連続線

八重山毎日新聞

## きょう多重債務問題で講演会

平得公民館

県司法書士会が主催  
講演会と相談会を開く。  
多額の借金に追われ、苦

縣司法書士会は七日午後二時から五時まで平得公民館で多重債務問題に関する講演会と相談会を開く。

しへいる人々に講演や相談を通じて解決方法をアドバイスしようといふもので、司法書士の「原修氏が『借金苦の解決法』と題し

講演を行う。  
また講演終了後、相談もある。

県司法書士会八重山支部の泉水朝順支部長は「多重債務に關係ないと思う入で

金者が増えたが、との感想だ。▼講演内容は近年、20代の若者が50%増加、生活費のための借金が90%を占め、自己破産は20代の女性が増え、借金額も平均10社から七四二万円もあることなど。また地元外の消費者金融に電話、借金申込みする人も増える傾向

でござる。また、本人に相談、最悪事態を防ぐ英断も必要である。(徳)

という。▼県司法書士会の調査では、借金問題は都市部だけではなく、県内各地に拡大。サラ金業者など過剰融資が横行。返済のための借金で貯まる式に多重債務に陥り、また連帯保証や名義貸しで負債を負うケースが多発。さらに不法不正な取り立てによる債務者の家庭生活が完全に破壊され、いとなむ深刻な状況が起つていて。▼借先はサラ金、銀行、クレジット、個人の順。破産者の98%が、石垣市も都市並みの借金者が増えたが、との感想だ。▼講演内容は近年、20代の若者が50%増加、生活費のための借金が90%を占め、自己破産は20代の女性が増え、借金額も平均10社から七四二万円もあることなど。また地元外の消費者金融に電話、借金申込みする人も増える傾向

でござる。また、本人に相談、最悪事態を防ぐ英断も必要である。(徳)

発行／沖縄県司法書士会

TEL(098)867—3526

那覇市久茂地2丁目4番18号

発行日／平成12年11月24日